

かめろうき会報

令和4年9月号（第180号）

労働衛生セミナー開催される

10月1日から7日までを本週間、9月を準備期間とした第73回全国労働衛生週間が、「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンに展開されます。

労働衛生に関する意識を高揚させ、全国労働衛生週間を事業場が日々行っている労働衛生活動の参考となるセミナーを、9月7日、午後2時から亀戸労働基準監督署、建設業労働災害防止協会 東京支部 江東分会、一般社団法人東京都江東産業連盟、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 東京都支部会 深川支部、同城東支部並びに当支部の共催により110名の参加者により、江東区亀戸文化センターカメラアホールにおいて、「全国労働衛生週間における労働衛生セミナー」が開催されました。

開催にあたり、亀戸労働基準監督署坂本署長が挨拶され、建設業労働災害防止協会江東分会佐藤分会長が挨拶（メッセージ）されました。

全国労働衛生週間を迎えて、実施要綱について、亀戸労働基準監督署佐藤安全衛生課長より説明され、労働衛生に関する諸問題について、亀戸労働基準監督署長田第二方面主任監督官より説明されました。

特別講演として、「職場のメンタルヘルス対策」～ストレスチェック制度の概要等含むメンタルヘルス対策～について、東京産業保健総合支援センターメンタルヘルス対策促進員森川様に特別講演をいただきました。

ご多忙のところ皆様のご参加ありがとうございました。



挨拶される坂本署長



東京都最低賃金

今年も最低賃金が
改正されます！！

令和4年10月1日から



ド ー ナ ツ

と覚えてね！

1,072円
〔時間額〕



31円UP

東京都内の事業場で働くすべての労働者に適用されます

中小企業・小規模事業者の皆様へ

業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資等を行う場合は、業務改善助成金をご利用下さい。

詳しくは

「業務改善助成金コールセンター」 【☎0120-366-440】

「東京働き方改革推進支援センター」 【☎0120-232-865】

にお尋ねください。

○最低賃金に関するお問い合わせは

東京労働局賃金課最低賃金係（☎03-3512-1614）

または 最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省 東京労働局 亀戸労働基準監督署

令和4年度東京労働局 最低賃金・業務改善助成金周知強化期間実施要綱
～応援します！ TOKYO 1072 さいちんキャンペーン～

1 目的

東京都最低賃金は、東京地方最低賃金審議会に対する諮問及び答申を経て、令和4年10月1日から1時間1,072円に改正されることが決定した。

今回の改正は、改正前に比較して31円(引上げ率2.98%)の引上げとなり、中小企業・小規模事業者(以下「中小企業等」という。)の負担が大きくなるとの指摘がある中、今回の改正に至る審議において、労使双方から、中小企業等に対する支援策の一層の利用及び活用を促進することが強く求められている。

東京労働局では、東京都内の事業場に対し、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての最低賃金の改正について周知を徹底するとともに、中小企業等に対する支援策として、生産性の向上等により事業場内最低賃金を引き上げやすい環境を整備するための業務改善助成金の利用促進に向けた周知について、集中的な取組を行うこととする。

2 取組期間

令和4年9月1日～10月31日

3 東京労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の取組項目

(1) 関係団体を通じた周知

- ア 主な団体及び業界団体を東京労働局幹部が訪問し、最低賃金の周知及び業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。【局】
- イ 東京都全域又は多摩地区全域を統括する業界団体及び東京都労働保険事務組合連合会各協議会に東京労働局賃金課職員が訪問し、最低賃金及び業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。【局】
- ウ 自治体及び各種団体に対し、最低賃金及び業務改善助成金のリーフレットを送付し、広報依頼を実施。【局】【署】
- エ 労働基準監督署幹部による地域団体等への最低賃金の周知及び業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。【署】

(2) 個別事業場に対する周知

- ア 最低賃金及び業務改善助成金について東京労働局YouTube公式チャン

ネル等を活用した情報発信を実施。【局】

イ 労働基準監督署の監督指導、個別指導、訪問支援等において最低賃金及び業務改善助成金の周知を徹底。【署】

ウ 東京働き方改革推進支援センターによる出張相談会を開催し、最低賃金及び業務改善助成金について周知を実施。【局・署】

エ 局署において実施する集団指導、説明会各種会合等において、最低賃金及び業務改善助成金について周知を実施。【局・署】

(3) その他

ア 関東一円に最低賃金及び業務改善助成金を周知するため、東京だけでなく千葉・埼玉・神奈川へ乗り入れをしている東京メトロ全線等に、最低賃金及び業務改善助成金の車内広告等を掲載予定。【局】

イ 最低賃金及び業務改善助成金を紹介する東京労働局独自ポスター及びリーフレットを作成し【局】、最低賃金及び業務改善助成金について周知を実施。【局・署・所】

ウ 求人事業主及び求職者に対する最低賃金及び業務改善助成金の周知のため、公共職業安定所庁内でのポスター掲示及びリーフレットの備え置き等を実施。【所】

エ 需給調整事業に係る事業主に対する最低賃金及び業務改善助成金の周知のため、東京労働局海岸庁舎庁内でのポスター掲示及びリーフレットの備え置きを実施。【局】

オ 包括連携協定を締結している金融機関に対し、最低賃金及び業務改善助成金の周知依頼を実施。【局】

カ 主な経営者団体、東京都社会保険労務士会、全国労働保険事務組合連合会東京支部、東京都社会福祉協議会等の業界団体等のメールマガジンに、最低賃金及び業務改善助成金の広報記事を掲載。【局】

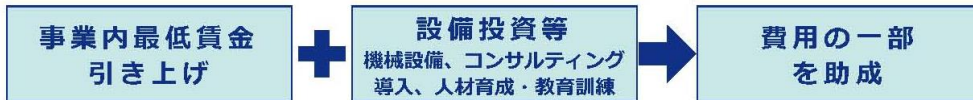


1072円 ドーナツと覚えてね!

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「15%」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」

2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

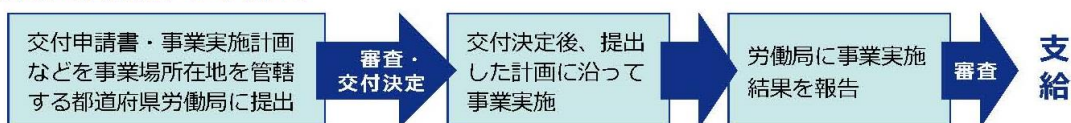
事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
920円以上	3/4	4/5
870円以上 920円未満	4/5	9/10
870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- ・過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・事業完了の期限は、令和5（2023）年3月31日です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに 「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【 令和4年12月まで 】 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

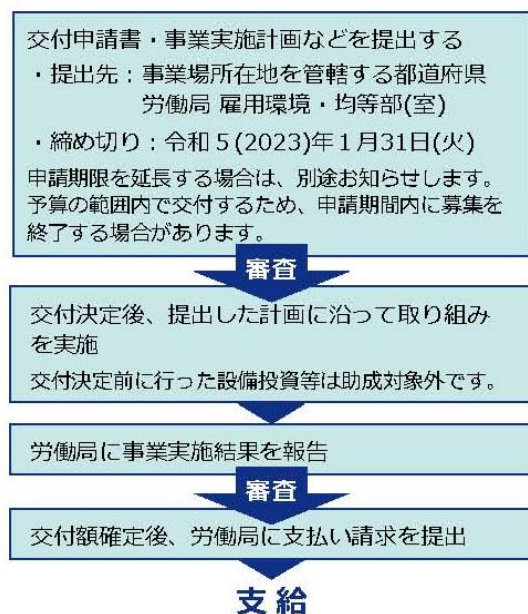
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4/5 920円以上：3/4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：
各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30～17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金 検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

労働基準法関係の改正トピックスについて

1 時間外労働の上限規制に係る適用猶予の撤廃

自動車運転の業務や建設事業などについては、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、令和6年4月以降、上限規制が適用されます。

【現在】

	一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	4.5	-	-	4.5	-
	4.5時間超は6月まで	適用あり	-	-	適用あり	-
	半月上限(※)	100	-	-	-	-
	複数月平均上限(※)	80	-	-	-	-
年	限度時間(原則)	360	-	-	360	-
	上限	720	-	-	720	-

【令和6年4月～】

	一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	4.5	4.5	4.5	4.5	-
	4.5時間超は6月まで	適用あり	-	適用あり	-	適用あり
	半月上限(※)	100	-	100(注1)	100(注1)	100
	複数月平均上限(※)	80	-	80(注1)	-	80
年	限度時間(原則)	360	360	360	360	360
	上限	720	960	720	960(注1) 1,080(注2)	720

※ 休日労働も含む。

注1： 災害の復旧・復興の事業は、半月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3： 医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

2 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が、令和5年4月より、現在の25%から50%に引き上げられます。

【令和5年4月～】

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50%以上
中小企業は25%以上

	1か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(改正後)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%以上
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

相談窓口のご案内

「働き方改革推進支援センター」では、働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。



事業主、
労務担当者様 **ぜひ**

**秘密
厳守**

相談・
専門家派遣
無料

専門家に**ご相談** ください!

(社会保険労務士等)

☑ **取組み**はお済みですか？

残業60時間超の賃金引き上げ

義務化 (2023年4月)

育児・介護休業法改正 (2022年4月)

パワーハラスメント防止措置

義務化 (2022年4月)

同一労働同一賃金

時間外労働の上限規制

年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

「東京働き方改革推進支援センター」とは、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

相談方法

① 企業訪問

② 電話・メール

③ センター来所

オンラインでの
ご相談にも対応可能



東京働き方改革推進支援センター

TEL **0120-232-865**

受付時間 平日9:00~18:00

住所 〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル615

MAIL hk13@mb.langate.co.jp FAX 03-6206-3147

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

働き方改革 東京

検索



2022年
4月～



育児・介護休業法における義務化
 パワーハラスメント防止措置の義務化
 女性活躍推進法における義務化 (労働者101人以上の事業主)



2019年 4月～

年次有給休暇の
確実な取得

大企業 2019年 4月～
中小企業 2020年 4月～

時間外労働の
上限規制

大企業 2020年 4月～
中小企業 2021年 4月～

同一労働同一賃金

個別訪問申込書

東京働き方改革推進支援センター 宛

FAX : 03-6206-3147

事業場名			ご担当者 氏名		
所在地	〒 -				
連絡先	電話			E-MAIL	
	FAX				
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 ()		<input type="checkbox"/> オンライン相談希望 ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。		
相談内容 ✓をお付け 下さい	<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制 <input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用 <input type="checkbox"/> 36 協定 <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善) <input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け <input type="checkbox"/> その他【				

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報 (以下「個人情報」) を取得する事業者：ランゲート株式会社 (以下「当社」)
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL : privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 4 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」(以下「本事業」) の相談支援のためのみに利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者 (中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家) に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である東京労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について 同意する (チェックしてください)

行事予定

- 1 人事労務・厚生担当者実務講習会（亀戸・江戸川共催）
日 時 令和4年10月21日（金）午後1時30分～午後4時30分
場 所 カメリアプラザ 5階 第2研修室
日 時 令和4年10月28日（金）午後1時30分～午後4時30分
場 所 タワーホール船堀 4階 研修室
- 2 労働法セミナー（亀戸・江戸川共催）
日 時 令和4年11月15日（火）午後1時30分～午後4時30分
場 所 タワーホール船堀 4階 研修室
日 時 令和4年11月21日（月）午後1時30分～午後4時30分
場 所 カメリアプラザ 5階 第2研修室
- 3 江東地区安全衛生推進大会
日 時 令和4年11月17日（木）午後2時00分～午後4時30分
場 所 カメリアプラザ 3階ホール
- 4 新春賀詞交歓会
日 時 令和5年1月24日（火）午後5時30分から午後7時00分まで
場 所 アンフェリシオン（江東区亀戸1-43-2）

【 新型コロナウイルス感染症の対応について 】

感染症の流行状況等により、会場の利用方法（立食・着席、料理の内容）が従前と変更することがあるかもしれません。その時は、ご協力をお願いいたします。

また、直前であっても開催を中止する場合があります。

なお、開催案内は、12月にお送りする予定です。

- 1 産業保健フォーラム IN TOKYO 2022
日 時 令和4年10月12日（水）午前10時50分～午後4時00分
場 所 ティアラこうとう
- 2 第81回 全国産業安全衛生大会 in 福岡
日 時 令和4年10月19日（水）～21日（金）
オンデマンド配信期間 令和4年10月19日（水）～11月4日（金）

発 行 公益社団法人東京労働基準協会連合会 亀戸労働基準協会支部
〒136-0071 江東区亀戸2-25-12

T E L 5627-9933

F A X 5627-9939

Eメールアドレス kameido-roukikyoshibu@toukiren.or.jp